

# 令和元年台風第19号により被災された皆様へ



栃木県災害対策本部

- ・住宅の被害状況に応じた支援策があります。
- ・り災証明書の内容（被害程度）を良く確認してください。

## ■被害状況の把握（り災証明書について）

被災者からの申請により、市町が被災した住宅を調査し、被害の程度（半壊、全壊等）を判定したうえで「り災証明書」を交付します。

なお、り災証明書は、別紙の例のとおり交付されます。

## ■支援策一覧

あなたが受けることのできる支援制度は、表のとおりです。

●該当 ▲条件あり

種別	□	□	□	□	□	支援制度	内容
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊（準半壊）	一部損壊（10%未満）		
1	●	▲	▲	—	—	応急仮設住宅 <sup>(*)</sup>	2年間の無償入居 ▲住宅として利用できず、 自らの住居に居住できない方
2	—	●	●	●	—	住宅の応急修理 <sup>(*)</sup>	日常生活に最低限 必要な部分の修理
3	●	●	●	●	●	県営住宅等の提供	6か月以内の無償入居 住宅が被災し、住宅に困窮している方
4	●	●	▲	—	—	被災者生活再建支援金	最大300万円を支給 ▲やむなく解体した場合
5	●	●	●	—	—	災害援護資金貸付金	被災者の方が生活を立て直す ための資金の貸付
6	●	●	●	●	●	災害復興融資制度（貸付）	被災者のための低利な融資

(\*)・・・1の応急仮設住宅への入居と、2の住宅の応急修理の併用はできません。ご注意ください。

※各支援策の詳細については、添付の資料を御確認ください。

※5の災害援護資金貸付金については「家財が3分の1以上の損害」の方も該当になります。

<b>支援 1</b>	<b>応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）の供与</b> <b>※災害救助法が適用された21市町が対象</b>
<p>○対象 住宅が全壊等し、自らの資力では住宅を確保できない世帯</p> <p>○費用等 県が負担・・・家賃（駐車場1台分を含む）、共益費、退去修繕負担金、入居時鍵等交換費用、仲介手数料、損害保険料 入居者が負担・・・光熱水費、2台目以上の駐車場料金等</p> <p>○救助期間 2年以内（延長はできません）</p> <p>○留意事項 ※「住宅の応急修理」との併用はできません。 ※半壊であって、水害により流入した土砂や流木等により住宅として利用できない場合など対象となります。</p> <p>○問い合わせ・申し込み先 栃木県災害対策本部「賃貸型応急住宅担当」（県住宅課内） 電話 028-623-2488</p>	

<b>支援 2</b>	<b>住宅の応急修理</b> <b>※災害救助法が適用された21市町が対象</b>
<p>○対象 ①大規模半壊、半壊、一部損壊（準半壊）の被害を受けていること ②応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しないこと ③応急仮設住宅の提供を受けないこと</p> <p>○支援金の限度額 日常生活に必要最低限の部分の修理に対し、59万5千円以内（一部損壊（準半壊）の場合：30万円以内） ※応急修理に関しては、市町から工事業者へ直接支払われます。 ※適用期限がありますので、早めの手続きをお願いします。</p> <p>○問い合わせ先 申請の手続きは各市町で行います。 栃木県住宅課 企画支援担当 電話 028-623-2484</p>	

<b>支援 3</b>	<b>県営住宅等の提供</b>
<p>○対象 住宅に大きな被害を受け、現在の住まいに継続して居住が困難な方</p> <p>○使用期間 原則6ヶ月以内</p> <p>○使用料 無償（但し、共益費、光熱水費、火災保険料は自己負担）</p> <p>○問い合わせ・申し込み先 ・県営住宅：栃木県住宅課 公営住宅担当 電話028-623-2486 ・県職員住宅：栃木県職員厚生課 福利厚生担当 電話028-623-2044</p>	

支援 4		被災者生活再建支援金		
○対象				
①住宅が全壊した世帯				
②住宅が半壊又は敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯				
③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯				
④住宅が大規模半壊した世帯				
○支援金の額				
区分	基礎支援金	加算支援金		合計
①全壊世帯 ・ ②解体世帯 ・ ③長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借 (公営住宅以外)	50万円	150万円
④大規模半壊 世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借 (公営住宅以外)	50万円	100万円
※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額				
○問い合わせ先				
申請の手続きは各市町で行います。				
栃木県危機管理課 総務企画担当 電話 028-623-2695				

支援 5		災害援護資金貸付金	
○対象			
次のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主（※所得制限があります。）			
①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上			
②家財の1/3以上の損害			
③住居の半壊又は全壊・流出			
○貸付の概要			
(1) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合			
ア 当該負傷のみ		150万円	
イ 家財の3分の1以上の損害		250万円	
ウ 住居の半壊		270万円	
エ 住居の全壊		350万円	
(2) 世帯主に1か月以上の負傷がない場合			
ア 家財の3分の1以上の損害		150万円	
イ 住居の半壊		170万円	
ウ 住居の全壊（エの場合を除く）		250万円	
エ 住居の全体の滅失又は流失		350万円	
○問い合わせ先			
申請の手続きは各市町で行います。			
栃木県危機管理課 総務企画担当 電話 028-623-2695			

支援 6	災害復興融資制度（貸付）
<p>○対象</p> <p>建設、購入：住宅が「全壊」「大規模半壊（※）」「半壊（※）」した方 ※被災住宅の修理が不能又は困難である場合</p> <p>補修：住宅に被害が生じた方</p> <p>○貸付限度額</p> <p>建設資金：基本融資額 1,680 万円、特例加算額 520 万円（最長返済期間 35 年） 補修資金：基本融資額 740 万円（最長返済期間 20 年）</p> <p>○貸付金利（令和元年 10 月 1 日現在）</p> <p>基本融資額等：年 0.24%（全期間固定）、特例加算：年 1.14%（全期間固定）</p> <p>○申込み受付期間</p> <p>り災日から 2 年間</p> <p>○問い合わせ先</p> <p>申請の手続きは独立行政法人住宅金融支援機構で行います。 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353</p>	

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇市〇〇町 〇〇-〇〇〇

栃木 太郎 様

〇〇〇第 号

り 災 証 明 書

住 又 居 住 所 地	〇〇市(町)
氏 名	栃木 太郎
り 災 原 因	令和元年10月12日の台風19号による災害
り 災 場 所	〇〇市(町)
り 災 物 件	住宅
被 害 程 度	【記載種別】 全壊・大規模半壊・半壊 一部損壊(準半壊)・一部損壊(10%未満)
付 記 事 項	【記載種別】 床上浸水 床下浸水 等
上記のとおり相違ないことを証明する。	
令和元年 月 日	
〇〇市(町)長 〇〇〇〇	
公印	